

令和4年9月～

安全パトロール点検表

工 事 名	高松市香川町口径75mm配水管更新工事			
工 事 場 所	香川町川東上			
工 期	令和5年8月4日～令和6年2月9日			
施 工 業 者 名	㈱芝口組	請負金額	27,199.7千	進捗率 28%
現 場 代 理 人	大木雅之	作業内容	配管工事	
点 検 項 目	点 検 細 目	現場満点	評 点	
安 全 管 理 体 制	□現場代理人の常駐及び表示 (公共工事標準請負契約約款・10条2項 10条3項に除外事項あり)	10	5	
	□施工計画書の常備	5	5	
	□施工体系の表示(2か所) (建設業法 24条の7) (施工体系台帳の常備)(建設業法 24条の8)	5	5	
	□安全管理組織表の表示	5	5	
	□緊急連絡網の表示 (土木工事安全施工技術指針 1-4-5-(3))	5	5	
	□保護具の着用(アゴひも確認・安全帯) (労働安全衛生規則 539条、518条及び519条第2項)	5	5	
安 全 施 設 及 び 標 識 ・ 標 示	□工事中標示板の適切な内容及び設置 (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-3)	5	5	
	□第三者に対する交通安全対策 ・安全標識の適切な設置 (公衆災害防止対策基準 第3章 第17)	10	10	
整 理 ・ 整 頓 消 火 器 ・ 救 急 品	□就業者の為の安全標識及び墜落 ・落下防護柵・昇降施設の設置 (労働安全衛生規則 540条、518条、519条、526条)	10	10	
	□現場事務所内・倉庫内の整理整頓 及び衛生設備の設置(香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-6)	5	3	
	□事務所の消火器の備付(労働安全衛生規則 289条) 火元責任者の選任と表示(消費期限の確認) (消防法施工令第4条第2項)	3	3	
	□救急用品の備付(事務所衛生基準規則 第5章23条)	2	2	
	□安全旗の掲揚 ↑安衛則633.635	2	2	
	□仮設電気設備と正副・施錠の確認の状況	5	5	
□現場の整理整頓(資材の管理状況) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-4)	5	5		

点 検 項 目	点 検 細 目	現場満点	評 点	
免 許 ・ 資 格 関 係 の 携 帯 及 び 表 示	各種免許・技能講習・特別教育 (各3点) □車両系建設機械(労働安全衛生法 61条、59条3項) □玉掛(労働安全衛生法61条1項 労働安全衛生法施工令 20条16項)(クレーン等安全規則 221条) □移動式クレーン(クレーン等安全規則 67条、68条) □その他	3	3	
	各種作業主任者 (各3点) □土止め支保工(労働安全衛生規則 374条) □地山掘削(労働安全衛生規則 359条) □型枠支保工(労働安全衛生規則 246条) □足場組立工(労働安全衛生規則 565条、36条、39条) □その他 □建設工事に必要な届出 (2点) (例:道路占用 道路法 32条・道路使用 道路交通法 77条 工事計画書 労働安全衛生法 88条)	5	5	
	□建設業の許可票(建設業法 40条) (5点) 労災保険成立票(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則 77条) (注)協力業者も含む	5	5	
	各 種 建 設 機 械 及 び 施 工 方 法 状 況	□各種機械の点検整備 (各3点) (労働安全衛生法 45条)(労働安全衛生法施工令 15条)	5	5
		□適切な機械選定(香川県土木工事標準仕様書 1-4-32-4) (5点)		
		□適切な玉掛用具(クレーン等安全規則 215条～218条) (5点)		
		□掘削・切土等の適否(労働安全衛生規則 356条、534条) (10点) □作業に対しての誘導者・合図者・監視人等 (各3点) ・誘導者(労働安全衛生規則 151条の6、7、8等) ・合図者(労働安全衛生規則 151条、159条、171条の2第2項 189条、194条の12、517条16の2項等) ・監視人(労働安全衛生規則 349条4項、536条) (酸素欠乏症等防止基準 13条、25条の2項)		
	□第三者に対しての交通整理員及び誘導員の配置 (各3点) (公衆災害防止対策基準 第3章第14)	3	3	
	小 計		99	92
	点 検 項 目 による 採 点	評点÷現場満点×95%(満点95点) (A)	88	
そ の 他 総 括 的 評 価	理由 (B) (±5点)	-1		
合 計 (A+B)		87		
安全パトロール点検結果の詳細は、上記のとおりで総合評価 87 点でした。 総評				
点 検 年 月 日	令和5年10月20日	点 検 者	安全委員会	